

指 示

平成 23 年 5 月 1 日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 4 月 21 日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成 23 年 4 月 20 日付け指示、平成 23 年 4 月 25 日付け指示及び平成 23 年 4 月 27 日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

貴県内において産出された原乳について、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市（鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、いわき市、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。

指 示

平成23年4月21日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年4月16日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月23日付け指示、平成23年4月18日付け指示及び平成23年4月20日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

貴県内において産出された原乳について、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、白河市、喜多方市、相馬市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。